

## 特例認定基準自主チェック表

- ※ にレ点のチェックを入れて確認してください。
- ※ 次の全ての条件を満たしている防火対象物は、防火対象物定期点検報告制度に関し特例認定を受けることができます。（点検結果の報告義務が免除されます。）

	確 認 事 項
<input type="checkbox"/>	申請者が、当該防火対象物の管理を開始した日から3年以上が経過していること。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に、火災予防上危険であることから、防火対象物の改修、移転等の命令をされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に、火災予防上危険であること等により、防火対象物の使用禁止命令をされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に、火災の予防のため危険である物件について、除去等の命令をされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に、防火管理者を定めるべきことを命令されたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に、防火管理上必要な業務を適正に行うよう命令されたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に、消防用設備等を適正に設置維持するよう命令されたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。
<input type="checkbox"/>	防火対象物定期点検の結果が、点検基準に適合していること。
<input type="checkbox"/>	防火管理者選任届出書が届出されていること。
<input type="checkbox"/>	消防計画書が届出されていること。
<input type="checkbox"/>	消防計画に定められている事項が適切に実施されていること。
<input type="checkbox"/>	防火管理業務の一部委託を行っている場合は、当該内容が消防計画に定められていること。
<input type="checkbox"/>	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防計画の中に廊下、階段等の共用部分について、管理権原の範囲を明確にされていること。
<input type="checkbox"/>	防火対象物に常駐している防災センター要員が、法定講習を受講していること。
<input type="checkbox"/>	消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施していること。

<input type="checkbox"/>	消火訓練及び避難訓練の実施にあたり、消防機関に通知していること。
<input type="checkbox"/>	共同防火管理協議事項が適正に定められ届出がされていること。
<input type="checkbox"/>	廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設及び防火戸について適切に管理されていること。
<input type="checkbox"/>	防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板、じゅうたん、布製ブラインドをいう。）に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。
<input type="checkbox"/>	圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、毒物、劇物の貯蔵又は取扱いの届出がされていること。
<input type="checkbox"/>	消防用設備等が適正に設置・維持されていること。
<input type="checkbox"/>	消防用設備等設置届出書が届出され、当該届出に基づく検査を受けていること。
<input type="checkbox"/>	消防用設備等点検結果報告が適正に行われていること。
<input type="checkbox"/>	火を使用する設備等の位置・構造・管理、又は指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵・取扱いが、大野市火災予防条例に基づき適正に行われていること。

注) 上記の項目中、貴防火対象物に該当しない項目については、条件から省いてください。

(例：圧縮アセチレンガスを貯蔵していない。或いは、防災センター要員を置く義務がない等)

なお、チェックが入らなかった項目については速やかに改善を行い、別添えの「防火対象物点検報告特例認定申請書」に本チェック表を添付し、消防長に提出して特例認定の検査を受けてください。